

2024年 9月24日

大阪市教育委員会
教育長 多田勝哉 様

大阪市教職員組合
執行委員長 松岡 誠

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律に伴う
教員研修に関する要求書

平素は、市教組の活動にご支援・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
また、日頃より教育の発展にむけ、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

さて、2022年5月10日、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が可決成立しましたが、衆参両院において、教員の負担増とならないよう附帯決議が出されています。

市教組は、教員の研修は、あくまでも自主的・自発的に行われるべきものであり強制されるものではないと考えます。

このことから市教組は、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律による教員の研修について、下記のとおり要求いたします。

記

- 1、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、人事評価制度と趣旨や目的が異なることから人事評価に活用しないこと。
- 2、教員の研修は、知識の習得や資質向上のため自主的・自発的に行うべきものであり、教育委員会は教員研修を強制しないこと。
- 3、教員の研修等に関する記録の作成については、教員の負担増とならないようできるだけ簡素化すること。
- 4、教員の研修受講時間を確保するため、学校における業務の削減や人的配置を行うなど、更なる働き方改革の推進を行うこと。

以上